

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価

評価基準1

評価基準2

評価基準3

評価基準4

A-

a

a

b

b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)拠出金	
2 拠出先の名称	
アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)	
3 拠出先の概要	
ReCAAP は、2001 年 11 月の小泉総理大臣が提案し、日本主導の下、アジアの海賊問題に有効に対処するための地域協力を促進するために作成された協定で、2004 年 11 月に採択、2006 年9月に発効。同協定に基づき 2006 年にシンガポールに情報共有センター(ISC)を設置。海賊・海上武装強盗に関し、締約国間の情報共有の促進、独自情報の収集・分析・発信、締約国の能力構築支援等を実施。現在の締約国数は 20 か国。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出は、事務局長の派遣費用及び ISC 主催の能力構築セミナー等の開催費用に使用されている。日本から派遣した事務局長の下で ISC を適切に運営し、活動の方針に日本の意向を反映させるとともに、締約国の海上法執行機関の能力構築のための事業実施を支援することで、アジア海域における船員誘拐やハイジャック等の重大な海賊・海上武装強盗事案の発生を防止・抑止するとともに、「自由で開かれた海洋秩序の維持・強化」に向けた日本の決意を示し、指導力を発揮することを目的とする。イヤマーク分の拠出は、事務局長の人件費に用途を特定している。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 43,224 千円	
日本の拠出額はシンガポールに次ぎ第2位。	
令和3年度当初予算額 40,036 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 宇宙・海洋安全保障政策室、在シンガポール日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ分野別外交」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策」、「測定指標2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における

海上交通の安全確保」の下に設定された中期目標「ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。」を達成するための手段の一つと位置付けている(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 123～125 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件抛出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
ISC は、日本を含むアジア地域の海上安全にとって極めて重要な海賊・海上武装強盗対策のための、①情報共有、②能力構築、③関係機関等との協力をその活動の三本柱に掲げ、地域協力を促進するとともに、アジア地域における海賊・海上武装強盗対策に係る情報のハブとなるという目的を有し、活動を行っている。日本単独で同様の事業を実施するより、締約国・関係機関からの協力を得ることができ、より効果的・低コストで、日本関係船舶の航行の安全確保という目標を達成することに貢献している。なお、令和2年度行政事業レビューでは、有識者の所見で「ReCAAP の存在自体が海賊を減少させる防止的效果を有することを想起しておきたい。」とその存在自体の有用性が指摘されている。また、2019 年4月の G7外相会合における共同コミュニケにおいては、「我々は、海賊行為、海上武装強盗、(中略)を含む海における違法な活動との闘いへのコミットメントを改めて表明する。我々は、違法な海洋活動を減少させ、一層実効的な海洋ガバナンス、法執行能力及び海洋空間における地域協力に向けて取り組む上での、(中略)アジア海賊対策地域協力協定の活動を称賛する。」と評価されているほか、2019 年8月の ARF 閣僚会合議長声明において、「閣僚は、認識の向上、実践的な関与、及び建設的な対話の継続を通じて様々な海洋協力が進展していること、並びに(中略)アジア海賊対策地域協力協定といった海洋に関する課題に取り組む様々な枠組みの間の調整の重要性に留意した。」と 言及されるなど、ISC の活動は国際的にも認識され、高く評価されている。
1-2 抛出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
全締約国の代表で構成され、年1回開催される総務会での実質的な意思決定プロセスにおいて、ISC への第2の資金拠出国として影響力を保持している。 また、イヤマーク抛出により日本から事務局長を派遣することにより、ISC の適切な運営を確保するとともに、ISC の今後の活動や組織の発展の方向性等につき、日本の考えを反映させてきている。
1-3 抛出先との間での要人往来、政策対話等
2019 年5月、宮腰内閣府海洋政策担当大臣が ISC を訪問し、事務局長からアジアにおける海賊の発生状況につき説明を受けるとともに、意見交換を実施。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による抛出先への関与及び同関係者にとっての本件抛出の有用性・重要性
ISC が発信する海賊・海上武装強盗に関する情報や民間向けガイドラインの策定を踏まえ、日本の海運業界による海賊・海上武装強盗対策(ガイドラインに沿った対策の策定、ISC のレポートに基づく航路の選定など)が前進した。日本船主協会からは、ISC が発信する情報は航行の安全に資するもので感謝しており、引き続き情報提供いただければ有り難い旨の評価の声が上がっている。
1-5 1-1 (1) 外交政策目標に向けた本件抛出の貢献度に係る総括
日本による ISC への貢献は、巡視船供与等のアジア諸国の海上法執行機関の能力向上支援と同様、「海における法の支配」を維持・強化し、「開かれ安定した海洋」を確保するための取組であり、日本の重要外交課題である「積極的平和主義」の具体例。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」を推進する上でも ISC による各国の海上法執行能力の向上等を通じて重要な役割を果たしている。また、ISC が収集・分析・発信する海賊・海上武装強盗に関する情報は、日本の海上保安庁、海運業界が海賊・海上武装強盗対策を講じる上で有益。

とりわけ、フィリピン南部のスルー・セレベス海域やシンガポール海峡における海賊・海上武装強盗事案については、ISC からの各種警告発出を受け、外務本省からも海賊・海上武装強盗の危険性についての注意喚起を随時行っており、日本船舶の安全航行に資する情報提供を通じて、国民、企業等の安全確保に貢献している。

また、2019 年9月には、日本、シンガポール及び ISC の共催で、ReCAAP 締約国及びインドネシア、マレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修をシンガポールで実施し、専門家による講義や各国のベストプラクティスの共有等を通じて各国の海賊対処のための知見の向上に貢献した。こうした関係国に対する能力構築支援は各国の海上法執行能力向上につながり、海賊・海上武装強盗取り締まりに資するものとなっている。

以上のように、ISC への拠出は、海賊・海上武装強盗対策を通じたアジアの海域の安定に寄与するものであり、それはこの海域を航行する日本関係船舶の航行の安全確保に資するものである。そのため、同拠出は1-1(1)の外交政策上の目標達成に大きく貢献していると言える。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1(1)【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標

ISC は、日本を含むアジア地域の海上安全にとって極めて重要な海賊・海上武装強盗対策のための、①情報共有、②能力構築、③関係機関等との協力をその活動の三本柱に掲げ、地域協力を促進するとともに、アジア地域における海賊・海上武装強盗対策に係る情報のハブとなるという目標を有している。

2-1(2)【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果

① 情報共有

- ・ 海賊・海上武装強盗事案発生時や危険を察知した際の警告等発出の他、最近の傾向等の分析を含む週間報告、月間報告、四半期報告、半期報告、年次報告が関係国・機関にメール送付されるとともに、ホームページやモバイルアプリケーション、ツイッター、LinkedIn、グーグル等を通じて海運業界等にも共有されている。2019 年には、1件の警告と9件の警戒情報を、2020 年には2件の警告と7件の警戒情報を発出した。とりわけ、2016 年以降フィリピン南部のスルー・セレベス海域でアブ・サヤフ・グループ(IS 系テロリストグループ)による身代金目的の船員誘拐事案が頻発していたが、上記の警告や警戒情報、また週間レポートにおける同海域に特化した情報(事案発生状況や危険性の分析等)の発出の他、タンカー等の民間商船向けのガイドライン等の作成・公表により、同海域における事案発生件数を 2019 年は2件、2020 年は1件にまで減少させることに貢献した。
- ・ さらに、ISC による迅速かつ的確な情報共有や後述の能力構築支援の効果により、2019 年のアジアにおける海賊・海上武装強盗事案発生件数は ReCAAP が統計を始めた 2007 年以降で 2 番目に少ない件数(83 件)となったほか、事案の深刻度についても、2019 年、2020 年とも最も低い水準となっている。
- ・ ホームページを刷新し、見やすさや迅速性をさらに向上させることで、より円滑な情報共有体制の構築に努めた。その結果、月あたりの閲覧者数は 2019 年、2020 年は、それぞれ平均で 1,900 名、2,626 名となり、それぞれ前年に比べて 46%、38%増加した。
- ・ さらに、事務局長により、定期的にプレス報告を行うとともに、各種活動に際しては迅速にプレスリリースを発出するなど、積極的な広報活動を行った。

② 能力構築支援

- ・ 2019 年度は、6月 19 日-20 日にかけて海上保安機関等の係長級を対象とした能力構築ワークショップをインドで実施し 19 か国が参加。また、9月 8日-13 日にかけて海上保安機関等の高級実務レベルを対象とした第3回能力構築エグゼクティブプログラムをシンガポールで実施し、19 か国が参加したほか、12 月9日-12 日にかけて海上保安機関等の課長級を対象とした能力構築上級実務者会合をベトナムで実施し、19 か国が参加した。こうした能力構築研修を通じて、各国海上法執行機関等との連携を深めるとともに、各国の海賊対策に係る専

門的能力の向上に貢献した。さらに、12月18日-19日にかけてフィリピン周辺海域における協力促進を目的としたクラスター会合（於：フィリピン）を開催した。このほか、ISC はカンボジア、バングラデシュ、タイを訪問しそれぞれの海上保安機関の現状や課題につき議論するとともに、国内の関連省庁、海運業界等の連携促進のための協議を実施。これらの国が直面している課題や実務状況につき把握の上、アドバイスを実施。

- ・ 2020 年度はコロナウイルス感染症の拡大により、実施が大きく制限されたが、8月26日に17か国を対象に能力構築ワークショップ、6月には14か国を対象に、事案発生時の ReCAAP 情報共有ネットワークの使用方法に係る訓練、さらに11月に19か国を対象とした能力構築講義を全てオンライン形式で実施し、関係国の能力向上に努めた。これらの取組による各国の海上法執行機関等の能力向上は、上記①で説明した事案の件数の減少や深刻な事案の抑制に大きく貢献している。

③ 関係機関等との協力

- ・ 2019 年度は、ISC は4月にジブチ行動指針に係るハイレベルワークショップ（於：サウジアラビア）、5月に海洋情報共有演習（於：シンガポール）、6月にスウェーデンの世界海洋大学での講義、7月にアジア海上保安機関長官級会合（HACGAM、於：スリランカ）、7月に JICA の海上法執行に係る研修（於：東京）、10月に HACGAM ハイレベル会合（於：スリランカ）、11月に海賊、海上武装強盗及び誘拐に係るワークショップ（於：インドネシア）、11月に世界海上保安機関長官級会合（於：東京）等に参加し、アジアにおける海賊・海上武装強盗の最新情報を提供したほか関係機関との意見交換を行った。
- ・ 同年度における海運業界との関係では、ISC は5月にアジア船主協会年次総会、8月にサラワク・サバ船主協会主催海賊及び海上武装強盗対処フォーラム、11月に海の安全シンガポールフォーラム等に参加し、アジアの海賊、海上武装強盗の最新情報を提供したほか、海運業界関係者との意見交換を実施し連携を強化した。
- ・ 2020 年度は、コロナウイルス感染症拡大により活動が大きく制限されたが、ISC は10月にオンライン形式で実施された UNODC 主催のスルー・セレベス海における海洋犯罪に係るコンタクトグループ会議に出席し、同海域における事案の評価について説明を行った。海運業界との関係では、ISC は7月にオンライン形式で船舶業界との対話を開催し、海賊・海上武装強盗事案の発生状況についての説明を行ったほか、海運業界関係者と意見交換を実施し連携を強化した。

2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果

2-3 評価基準2関連の日本側の取組（その結果としての拠出先の対応を含む）

日本から事務局長を派遣し、ISC の活動計画策定、予算管理等の運営を適切に実施したほか、同様に日本から派遣している能力構築研修プログラム担当の事務局長補が各種の能力構築研修を企画・実施するとともに、実施費用は日本からの拠出金を使用し、関係国の海上法執行能力等の向上に貢献した。

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要

3-1 (1) 会計年度	4月から3月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領（先方公表）年月	・ 2020 年8月（日本の 2019 年度拠出分） ※2021 年3月に 2020 年度の暫定会計報告書の提出あり。 下記の数値は 2020 年度の暫定会計報告書に基づくもの。 ・ 2019 年 10 月（日本の 2018 年度拠出分）
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
（参考）次回報告書の受領予定時期等	2021 年 10 月頃（日本の西暦 2020 年度拠出分）

3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点
直近(2件)の決算報告書は、それぞれの対象期間における拠出先機関全体の決算をカバーするものである。日本の拠出は先方コア予算に充当されているが、日本の 2019 年度拠出分 643,208 シンガポール・ドルについては先方 2019 会計年度の収入として、また、日本の 2020 年度拠出分 540,295 シンガポール・ドルについて先方 2020 会計年度の収入として、それぞれ計上されている。 決算状況に関しては、2020 会計年度末で次年度繰越(推定)額が 139 万シンガポール・ドルとなっているが、2021 年3月に実施された総務会(日本を含む全ての締約国が出席)において次期会計年度の収入に繰り入れることが承認された。 2019 年度の決算報告書については Robin Chia PAC(シンガポールの会計事務所)が外部監査を実施した(2020 年度分も実施予定)。外部監査報告書においては、決算報告書が正確かつ適正に作成されていることが確認されており、指摘事項は特段ない。
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)
ISC の財政運営は各締約国からの任意拠出に依存しているため、業務文書の電子化等によるペーパーレス化の推進、契約業者の慎重な比較検討等を通じ、毎年コスト削減に取り組んでいる。 また、ISC は 2017 年に 10 年間(2017 年～2027 年)の目標を定めたロードマップを作成しているが、その中で、事務局強化も定めており、文書管理システムを導入するなどして事務効率化等を進めている。さらにコロナ禍において、完全なりモートワーク体制においても一定の業務遂行が可能な環境を整えており、円滑な業務実施に資するものとなっている。
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
日本が派遣する事務局長が率先し、組織マネジメント改善に日々取り組んでいる。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
2	2	2	2	2	0	16
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
2	2	2	2	2	0	16
備考	日本を除くISC への職員派遣国は、韓国、インド、タイ、フィリピンからの1名ずつであり、その他の職員はシンガポールの現地職員。他の派遣国と比較して、適正な日本人職員数とその地位を確保している。					

(2) 日本人幹部職員数の増減					
過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
1	1	1	1	1	0
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
1	1	1	1	1	0
備考					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)					
事務局長ポストについては、日本から派遣した事務局長の下で ISC を適切に運営し、活動の方針に日本の意向を反映させるとともに、締約国の海上法執行機関の能力構築のための事業実施を支援することで、アジア海域における船員誘拐やハイジャック等の重大な海賊・海上武装強盗事案の発生を防止・抑止するとともに、「自由で開かれた海洋秩序の維持・強化」に向けた日本の決意を示し、指導力を発揮するとの目的を達成するための戦略的取組の一貫として、本拠出を通じ事務局長の派遣費用を負担してきている。					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由					